



2012年1月15日 発行

2013年冬号

<第21号>

編集・発行/社会福祉法人ワークスユニオン 代表/下野英世 〒551-0001 大阪市大正区三軒家西1丁目17-18 TEL06(6556)0881 FAX06(6556)0882 works-union@y3.dion.ne.jp http://www.v-aid.org/union/

これからの暮らし  
八月ににゅいんして、し  
んぞうのしゅじゅつをしまし  
た。

しゅじゅつをして、体はら  
くになったけど、アパートで  
のひとりぐらしがふあんにな  
って、十月に、アパートから  
パークハイツにひっこしをし  
ました。

なにかあっても、しょくい  
んがすぐきてくれるからあん  
しんです。

ひっこしをしてから、へや  
がひろくなったので、本がた  
くさんおけるようになりまし  
た。これからも、こじんかつ  
どうでたくさん本をかいた  
いです。はなふだもかいた  
いです。

しょうせつのおたいになっ  
たところにもりょこうでいっ  
てみたいし、ほしいものがた  
くさんあるので、たくみにま  
いにちいけるようにがんばり  
たいです。

日向 弘志

## 呼称(呼び方)について

今年に入ってから呼称についての話をしている。職員は様々な思いや意見がありそれぞれに悩んでいたが、利用者の呼び方を「さん」付けで統一することになった。

一般的に利用者へ「さん」付けで呼ぶ事は、施設職員にとつて当然の事かもしれない。しかし、ユニオンでは利用者を一生涯支援する事を理念としており、利用者との距離は他施設よりも近いと思われる。その中で今までは、関係性の中からあだ名や利用者が望む呼び方で接してきた。

利用者一人ひとりには色々な思いがある。あだ名で呼んでほしい人もちゃん付けで呼んでほしい人もいる。それが職員との関係性の中で出てきた今の利用者とのニーズならば、一人ひとり呼び方が違っていいのではないかと思う。

私自身、職員や利用者からあだ名で呼ばれることが多いが、個人的にはあだ名で呼んでもらえたほうが親

近感が湧いて嬉しい。逆にあだ名ではなく「さん」付けで呼んでほしい人もいるだろう。その人に対してはもちろん「さん」付けで呼ぶのが望ましいと思う。

今まで色々な呼び方で関係を築いてきた利用者に対して「さん」で統一すると今までの関係性や距離が崩れることも出てくるのではないか。関係性はやりとりのなかで影響し合うと思うので、こちらが「さん」付けで統一すると、利用者から職員に対して呼び方は変わってくるだろうし、今までの関係性を継続することは難しくなる人も出てくるかもしれない。

今はちゃん付けやあだ名で呼んでほしいと希望している人も今後、成長や変化の中で「さん」付けで呼ん

でほしいと思う日が来るかもしれない。その時になればそう呼ぶ事が自然だと思いうし段階を踏んでいく方法もあると思う。

今後は統一した呼び方で関わることになるが、今まで以上に利用者一人一人の変化を見逃さずに支援していく必要がある。呼び方を統一させたことで利用者が今までよりも過ごしにくくならないことを願っている。

(横田)

れ、それに伴い「努力目標から目標」という明確な道標となつている。

私は、呼称の話が出てから事業所より生活へ職場が移り、余暇活動や夜のヘルパー対応にも参加している。ヘルパーとの関わりが増えると一緒に若いヘルパーがちゃん付けで呼ぶことに違和感を感じ呼称を改めていこうと思うきっかけになった。

時間をかけて関係を築いてきた職員と同じようにちゃん付けで話すのはおかしいのではないだろうか。そもそも年上に対してちゃん付けやあだ名はおかしいのではないか？対人援助としての接遇とかけ離れているのではないのだろうか？

しかしよくよく原因を考えてみると、職員が話している姿を見て利用者の呼び方を真似てしまっているのではないかと思ひ、これは変えていく必要があるのではないかと考え始めた。実際に呼称を変えるとど

うなるのか？利用者が戸惑って関係がおかしくなってしまうのではないかと考え不安に思うこともあった。

しかし実際呼称を変えてみたが考えていたより大きな変化はなく拍子抜けしている。ここで思ったのが、やはり呼び方より関係性が大事ということだった。

今回は他職員と同じ時期に意識して統一した支援をした為、功を奏したのかもしれない。

私も利用者から渾名で呼ばれている事があるが、これに関しては特に悪い気はしない。・こういう中途半端な考えがよくないという思いもある。親しみを込めて話して来ているのが伝わってくるからだろうか？これが現在の自分への課題でもある。

そして何よりも大事な事は、今の自分を思い直して問う機会を持つことだと感じていく。

(島村)

# 「障害者虐待防止法」施行

障がい者虐待防止法施行直前に「法の理解」、「防止マニュアルの理解」の大阪府主催のセミナーに参加してきました。

法律の概要の解説の中で、「障害者差別禁止法」に規定する「虐待」の定義は、次に掲げる点となっております。

- ① 身体的虐待
- ② 介護・世話の放棄
- ③ 心理的虐待
- ④ 性的虐待
- ⑤ 経済的虐待

虐待は家庭でも施設でも職場でも、突然起きる訳ではなく、「虐待しよう」と思っている訳でもない。日々の支援の中で「障害者の為に」との思いが強く、支援者が冷静になれていない。例えば「行動障害」に対してどのように対処しているか分からず、つい手を上げてしまう。その行動に対して誰からも「間違っている」との指摘を受けなければ、それを「虐待」と認識しないままになる。

あるいは、障害者自身が「虐待を受けている」との自覚がない場合や、障害者自身が、「諦めている」場合も多く存在する。

この法律の基盤となったのは行政や親から「優良企業」といわれた、とある企業での虐待事件である。劣悪な環境・無給で障害者を働かせ、拳句の果てに死亡者が出てしまった痛ましい事件である。「とある企業」も始めから虐待をしていた訳ではないと思う(いたい)。

障害者への理解不足から始まり「間違っている」の指摘の無い職場で小さな抑制が時間の経過と共に膨れ上がり、ありとあらゆる虐待に発展してしまったのではないかと・・・。

私たち施設の職員は「とある企業」の二の舞にならない様に障害者の心の声をどのように聞き、判断し、冷静に対応するのか日々考え、振り返り、話し合いをする時間を持ち、虐待の芽を早期に摘み取る事を心がけたい。

「障害者虐待防止法」の施行は、いじめや虐待を受けている障害者には、大きな助けになると思う。

しかし、この法律だけでは、障害を持つ人の、「働く権利」「充実した生活を送る権利」などは、保障できていないと考えられるので「障害者差別禁止法」の早期の制定を希望する。

(助野)

## 交通事故

事業所近くの信号のない道路を横断する際のことですが、自動車にはねられてしまった利用者さんがいます。幸いにも怪我は無く、仕事へ行きたがる本人を無理に休ませるほど元気になっていました。

「でも、もし打ちどころが悪ければ、速度が出ていなかったとはいえ死亡事故になっていてもおかしくはありませんでした。運転手もつと注意をしていれば、事故にはなっていなかったでしょうが、信号がないような道路でも左右を確認せずにわたってしまった利用者さんは意外と多いように思います。」

総務省が昨年公表した二〇〇九年の大阪府での事故総数では、5万1697件になるそうです。一日あたりになると142件になります。

ちなみに交通事故とは、車両(自転車などの軽車両も含む)、路面電車及び列車の交通によつて起こされた人の死亡又は負傷を伴う

「で、さる事といったらなんだらうか」この事故のおかげで職員の危機感は変わりましたが、それは利用者さん達も同じようです。口うるさい話が、あの事故以来、利用者さん達の間では現実の身近な話になったようです。

事故をいいます。難しい問題だと思います。行く先々で常に見張っているわけにもいかず、混み混みした市内で危険な道路を上げだしたらキリがありません。

「職員さんの話を聞くと、あの事故は防げなかったかもしれません。私も感じます。死んでからは遅かったことを、あの事故は教えてくれました。口うるさく横断歩道に立っています、毎日繰り返す同じことを、毎日のように伝え続けなければならぬことがあるように思います。」

「職員さんの話を聞くと、あの事故は防げなかったかもしれません。私も感じます。死んでからは遅かったことを、あの事故は教えてくれました。口うるさく横断歩道に立っています、毎日繰り返す同じことを、毎日のように伝え続けなければならぬことがあるように思います。」

(黒川)



十月より「障害者虐待防止法」が施行されたことを踏まえて、私たちの提供している支援について再検討をしてみたい。

私たちワークスユニオンは、会員組織で事業を展開しており、利用者本人、保護者が望めば、一生涯に亘る支援の提供を約束し、その実現に向けて努力を重ねている。

多くの利用者は、「一般就労」や「地域での自立生活」を目指したが、叶わず断念した人や失敗した人たち。

こんな特徴を持つワークスユニオンの支援の特徴の一つは、利用者と支援者の距離が近いこと。

いろんな事業所を経験している私は、他の事業所

より利用者と支援者の距離が近い事実を認識していたが、その事は肯定的に捉え、一風変わった形で事業展開をしている私たちワークスユニオンでは、これだけでよいと考え、一般的には否定の方向にある「ニックネーム」や「ちゃん付」も、ワークスユニオンと言う組織の中では特に問題ないと今まで容認してきた。

しかし、「生活支援」の手法として「居宅介護事業」のヘルパー活動を多用しだしてから、特に生活支援の場面では、少しずつ確実に利用者の支援者に対する甘えや依頼心は強まり、両者の距離感も変化している。

そこで「障害者虐待防止法」施行のこの期に、「呼称」を中心に言葉使い全般を見直し、親しき仲にも礼儀のある「真に対等な大人と大人の関係」と成るよう、利用者と支援者の関係を改めていきたい。

職員紹介

**岡崎 則子** (ち) 一車  
モットーは「おもしろく楽しく」。いつも豪快に笑い、

休日にはパソコンの動画を本にダンシング。食べることが大好きで、他の職員を誘っては王将に出向きます。学校卒業後、巫女さんや事務職などに就く中、道中で困っていたお年寄りや障害を持った方との出会いが福祉の道に進むきっかけとなりました。「私でも役に立てる事がある」そんな思いで日々利用者さんをおもしろく楽しく笑顔にしています。

**菅野 朗** (中央) 一車  
プライベートでは、二児の父としての顔を持ち、得

意の料理を家族にふるまうこともあるのだとか。趣味であるパン作りのため、スチームオーブンを買うことが現在の彼の夢だそうです。今年の一月でワークスユニオンに入って丸二年を迎える彼。利用者向き合い、ボルトの作業に追われながら試行錯誤する毎日のようです。三年目にはどんな発見が待っているのか、今後の彼に注目です。

**塚本 麻記子** (左) 一車

打ち込めるものが欲しいと、学生時代はヨット部で仲間と筋力を獲得しました。現在の楽しみは料理、友達との食事にマラソン。月に百キロ以上走る彼女は、自宅から離れた待ち合わせ場所にも走ってやって来ます。時にはバランスが取れなくなる程、何事にも一生懸命な性格です。そんな自分も含めて、利用者さんも十人十色。一人ひとりに合った支援を心がけています。(野々村・原)

編集後記

▼利用者との時間をかけ、良い関係を築いた気になると、ついあだ名で呼んでしまいたくなります。親しみをこめた呼び名になるのは、人との関係の中ではごく自然なことかもしれません。▼私が呼び名を考えるきっかけになったのは、理事の廣瀬明彦さんの著書「命と存在を支え合う」で、「ちゃん付けは、子ども扱いの側面だけでなく、精神的な独立心をも阻害していないか振り返ってみたい」との投げかけからでした。▼そういう視点で眺めると、利用者の中には、あだ名で呼んでもらうことで支援者への依存関係に安心している人もいます。安心だけならいいけれど、年相応の成熟や誇りを胸に置いて寄りかかっているのなら。▼決まりで言葉を正すだけではなく、常に「支援そのもの」を振り返ることに重要な意味があります。(S)